

(ナノテク・先端部材実用化研究開発)

※当公募要領は、標記年度の上記事業に対してのみ有効です。

平成22年度

公 募 要 領

【ご注意】

本事業への申請は、NEDO への申請書類（提出書類一式及び要約版の電子ファイル）の提出に加えて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（※1）による登録も必要です。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関および研究者の登録が必要です。

※e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

詳細は12頁府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（※1）による申請をご覧ください。

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

目 次

	ページ
1. 応募要件	3
2. 提出期限及び提出先	6
3. 応募方法	6
4. 秘密の保持	8
5. 選定スキームについて	8
6. 説明会の開催について	11
7. 問い合わせ先	12
8. (参考) メール配信サービスのご利用について	12
9. (参考) e-Rad を利用した応募の流れについて	13

【補足】

[ステージⅠ]

[\(別添1\) 提案書類の記載例](#)

[\(別添2\) 提案書要約版](#)

[\(別添3\) 提案書表紙及び本文](#)

[\(別添4\) 主要研究者等一覧](#)

[\(別添5\) 研究開発責任者候補・主要研究者候補 研究経歴書](#)

[\(別添6\) 提案書類受理票](#)

[ステージⅡ]

[\(別添7\) 申請書類の記載例](#)

[\(別添8\) 申請書要約版](#)

[\(別添9\) 課題設定型産業技術開発費助成金交付申請書](#)

[\(別添10\) 助成事業内容等説明書](#)

[\(別添11\) 助成事業実施計画書](#)

[\(別添12\) 企業化計画書](#)

[\(別添13\) 非公開とする申請内容](#)

[\(別添14\) 申請書類受理票](#)

(本件に対するお問い合わせ先)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ナノテクノロジー・材料技術開発部

E-mail : nanotech_challenge*nedo.go.jp

「*」を「@」に変更して送信ください。

【注意】 お問い合わせは必ず E-mail でお願ひします。

なお、本公募要領は NEDO のホームページ
(<http://www.nedo.go.jp/>) にも掲載されています。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）では、このたび、「ナノテク・先端部材実用化研究開発」事業について、平成22年度公募を実施することといたしました。委託事業（ステージⅠ）または助成事業（ステージⅡ）を希望する企業等は、次の要領に従って提案書または申請書（以下「提出書類」という）を提出してください。

1. 応募要件

(1) 研究開発事業名称

ナノテク・先端部材実用化研究開発

(2) 事業の概要

ナノテクノロジーは、情報家電、環境、エネルギー、医療等の広範な産業分野の技術革新を支える基盤技術として期待されています。このナノテクノロジーを産業分野に適用するためには、開発された技術シーズを速やかに実用化・事業化に結びつけることが求められています。

そこで、本事業では川上と川下の垂直連携、異業種・異分野の連携（シーズとニーズのマッチング）による新しい産業創出を目指して、大学や企業等における革新的なナノテクノロジーを活用し、3～5年後の実用化につながるレベルの研究開発を行います。

具体的には、ステージを2段階に分け、ステージⅠ（先導的研究開発）では、革新的なナノテクノロジー^(※1)の活用により、新産業創造戦略の重点5分野^(※2)におけるシーズ技術を確立します。ステージⅡ（実用化研究開発）では、ステージⅠや自社開発等を通じて得られたシーズ技術を基に、上記分野に貢献する革新的な部材の実用化に向けた試験・評価・製品試作等の研究開発を行います。

なお、ステージⅠとステージⅡの間で絞り込み評価（ステージゲート）を行い、実用化の観点から有望なシーズ技術を選抜してステージⅡを実施します。

(※1)革新的ナノテクノロジー：

革新的ナノ加工技術の分野ではトップダウンアプローチとして、(i)ナノインプリント技術、(ii)精密ビーム加工技術等、ボトムアップアプローチとして、(iii)原子・分子レベルで構造を制御した薄膜成長技術及び(iv)自己組織化・自己集積化技術等、また革新的ナノ材料技術の分野では、(v)ナノオーダーの構造を作り込んで新しい機能発現をもたらすナノ空間技術、(vi)ナノファイバー技術、(vii)高度材料界面制御技術、(viii)高次組織制御技術等を指します。その他、ナノ計測・評価技術等も含まれます。

(※2)新産業創造戦略重点5分野：

(1) 燃料電池、(2) ロボット、(3) 情報家電^(※3)、(4) 健康・福祉・機器・サービス、(5) 環境・エネルギー・機器・サービス

http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/press/0005221/

(※3)情報家電：

情報家電に必要な、表示機能、データ保存機能、通信機能、処理機能(LSI)などの要素技術を対象とします。具体的には、薄型平面TV、デジタルカメラ、DVD/HDDレコーダ、次世代携帯端末など、またそれらに使われる部品類も含むものとします。

(3) 研究開発テーマ

革新的ナノテクノロジーと新産業創造戦略の重点5分野をつなぐ、川上と川下の垂直連携、異業種・異分野の連携で行う研究開発テーマについて、研究開発を実施します。

具体的には、「①ナノ領域（10⁹m）に特異な機能（量子効果、サイズ効果等）を発現するナノマテリアル・ナノプロセス技術を実現する革新的基盤技術の確立」、「②ナノマテリアル、ナノプロセス技術を用いて創製される新素材・先端部材の機能向上、生産技術の向上、ナノ加工・計測技術等の精度向上」、「③ナノ領域の特長である融合的な研究開発（ナノバイオ、環境ナノ等）による新たな技術革新の創出」、等の研究開発を、以下のステージⅠないしステージⅡの研究フェーズで実施します。

なお、新たな産業分野の創出・イノベーション等が期待できる、様々な異分野異業種に跨るナノテクノロジーとデバイス化技術との融合テーマについては、積極的に推進していくこととします。

<ステージⅠ（100%委託）>

「革新的ナノテクノロジーによる高度材料・部材の先導的研究開発」

最終目標とするキーデバイスの特性の目途がつくサンプルを、企業、大学等の外部機関に対してステージ終了時まで、評価のためにラボレベルで提供出来る状態まで技術を確立します。

<ステージⅡ（2/3助成）>

「革新部材実用化研究開発」

最終目標とするキーデバイスの特性を有するサンプルを、企業、大学等の外部機関に対してステージ終了時まで、評価のためにラボレベルで提供出来る状態まで技術を確立します。

上記のステージⅠ、ステージⅡのどちらに該当するかを判断し、いずれかのステージへご提案していただきます。なお、提案の採択にあたって、ステージの変更を打診させていただくことがあります。また、ステージⅠ終了後にステージⅡへ移行する際には、NEDOに設置する外部有識者等で構成する委員会で研究開発の進捗状況の報告・審議を行います。

なお、

- ・「実用化」とは当該研究開発に係る商品・製品等の売上げが発生すること
- ・「事業化」とは当該研究開発に係る商品・製品等の売上げにより当該企業が収益を上げることとします。

(4) 応募資格

原則本邦の企業、大学等の研究機関であり、複数の機関で研究開発を推進できることが応募の条件になります。ステージⅠの場合、企業を1社以上含む産と学（官を含む）の連携体制を取っていただく必要があります。ステージⅡの場合は、複数の企業で助成事業を実施する体制を取っていただく必要があります。

更に、応募するステージにより、次に示す<ステージⅠの場合>または<ステージⅡの場合>のどちらかの条件を全て満たす必要があります。

<ステージⅠの場合>

- ① 産学官の複数事業者が互いのノウハウ等を持ちより協調して実施する体制を有していること。
- ② 当該技術または関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成および研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ③ 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- ④ NEDO が研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 当該委託業務から得られた研究開発成果の事業化を図る計画およびその実現について十分な能力を有していること。研究組合等が応募する場合、研究開発成果の事業化に係る計画及びその実現について十分な能力を有している企業が参加しており、研究組合等の明確な責任と役割が示されていること。
- ⑥ 原則、本邦の企業等（大学、研究機関を含む）で日本国内に研究開発拠点を有していること。ただし、国外の機関等の特別の研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点からの国外機関等との連携が必要な部分は、国外機関等との連携により実施することができる。

<ステージⅡの場合>

- ① 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分（1/3）の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- ⑤ 原則、本邦の企業等（大学、研究機関を含む）で日本国内に研究開発拠点を有していること。ただし、国外機関の特別の研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点からの国外機関との連携が必要な部分は、国外機関等との連携により実施することができる。

(5) 研究開発期間

各研究フェーズ（ステージⅠ、ステージⅡ）の研究開発期間は、各々2～3年を目安とします（ステージⅠ、Ⅱ合計で最長5年）。

(6) 研究開発費

各研究フェーズの研究開発費（NEDO 負担分）は、次のとおりです。

ステージⅠ（先導的研究開発）：7千万円／年（税込み）を上限とします。

ステージⅡ（実用化研究開発）：2億円／年（税抜き）を上限とします。

2. 提出期限及び提出先

本公募要領に従い提案書または申請書（以下「提出書類」という）を作成し、応募期間内（平成22年6月11日（金）～平成22年7月26日（月）正午迄）に郵送又は持参にてご提出ください。提出書類は日本語にて記載されていることといたします。なお、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けられません。また、e-Rad による申請がない場合には、審査対象となりませんので、ご注意下さい。また、受理した提出書類は返却いたしません。

・提出期限：平成22年7月26日（月）正午必着（郵送含む）

・提出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ナノテクノロジー・材料技術開発部 田中、宮村、半沢宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミューザ川崎セントラルタワー 19階

*持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

*郵送の場合は、封筒に「ナノテク・先端部材実用化研究開発に係る提出書類在中」と朱書きしてください。なお、「提案（申請）書類受理票」の返送用に、機関毎に宛先を明記し、所定料金の切手を貼り付けした返送用封筒を同封してください。

*応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

3. 応募方法

本事業への申請は、NEDO への申請書類（提出書類一式及び要約版の電子ファイル）の提出に加えて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（※1）による登録も必要です。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関および研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

(1) 提出書類の作成にあたって

応募するステージにより提出書類が異なりますのでご注意ください。

なお、NEDO への提出書類は添付書類を含めてすべてA4サイズとし、各部ごとに左上をクリップ等で留めてください（ステープラー留め、製本は行わないでください）。受理した提出書類、添付資料等は返却いたしません。

<ステージⅠに応募する場合>

「提案書類の記載例 [\(別添1\)](#)」を熟読のうえ、下記書類を各記載例に従って、日本語で作成してください。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ①提案書要約版 | ・・・9部（正1部、副8部）： (別添2) |
| ②提案書表紙及び本文 | ・・・9部（正1部、副8部）： (別添3) |

- ③主要研究者等一覧 …… 9部（正1部、副8部）：[\(別添4\)](#)
- ④研究開発責任者候補・主要研究者候補 研究経歴書
…… 9部（正1部、副8部）：[\(別添5\)](#)
- ⑤提案書類受理票 …… 1部（機関毎）：[\(別添6\)](#)
- ⑥最も重要(最大3件)な特許・論文資料の写し(添付する場合のみ) …… 9部
- ⑦e-Radの応募基本情報 …… 1部（正1部）：8.（参考）御参照

上記提出書類等は、NEDO ホームページの [公募情報]
<http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html> からダウンロードできます。
 この方法で入手できない方は、NEDO ナノテクノロジー・材料技術開発部に請求してください。（連絡先は P.2 参照）

ステージⅠにおいては、NEDO の「業務委託契約約款」に合意することが、委託先の要件になります。なお、「業務委託契約約款」が変更された場合は、最新のものを用います。委託事業の詳細につきましては、NEDO ホームページの [委託事業の手続き]
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/index.html> を参照願います。

<ステージⅡに応募する場合>

「申請書類の記載例 [\(別添7\)](#)」を熟読のうえ、下記書類を各記載例に従って、日本語で作成してください。

- ①申請書要約版 …… 9部（正1部、副8部）：[\(別添8\)](#)
- ②課題設定型産業技術開発費助成金交付申請書 …… 9部（正1部、副8部）：[\(別添9\)](#)
- ③助成事業内容等説明書 …… 9部（正1部、副8部）：[\(別添10\)](#)
- ④助成事業実施計画書 …… 9部（正1部、副8部）：[\(別添11\)](#)
- ⑤企業化計画書 …… 9部（正1部、副8部）：[\(別添12\)](#)
- ⑥非公開とする申請内容 …… 9部（正1部、副8部）：[\(別添13\)](#)
- ⑦申請書類受理票 …… 1部（機関毎）：[\(別添14\)](#)
- ⑧代表的な特許等の写し(添付する場合のみ) …… 9部
- ⑨e-Radの応募基本情報 …… 1部（正1部）：8.（参考）御参照

上記提出書類等は、NEDO ホームページの「公募情報」
<http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html> からダウンロードできます。
 この方法で入手できない方は、NEDO ナノテクノロジー・材料技術開発部に請求してください。（連絡先は P.2 参照）

ステージⅡにおいては、NEDO の「課題設定型産業技術開発費助成金交付規定」に合意することが、助成先の要件になります。なお、「課題設定型産業技術開発費助成金交付規定」が変更された場合は、最新のものを用います。助成事業の詳細につきましては、NEDO ホームページの [補助・助成事業の手続き]
http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/index.html を参照願います。

(2) 添付書類

提出書類には、次の資料またはこれに準ずるものを添付してください（各機関1部ずつ）。

- ・機関経歴書（経歴が確認できれば会社案内等で代用可） …… 1部
- ・直近の営業報告書（3年分）（損益計算書及びキャッシュフロー、

- バランスシート等の直近の経営状況がわかるもの) . . . 1部
- ・当該技術に関する事業部、研究所等の組織に関する説明書 . . . 1部

国立大学法人の場合、会社経歴書および当該事業部・研究所等の組織に関する説明書の代わりとして、大学案内などでお示しいただいても構いません。また営業報告書については、国立大学法人の決算報告書が該当しますが、入手できる範囲内で提出していただければ結構です。

ステージIの場合、NEDOの「業務委託契約約款」に合意することが委託先の要件となりますが、「業務委託契約約款」について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部を添付してください。

(3) 提出書類の受理および提出書類に不備があった場合

- ・提出書類を受理した場合は、応募者に提出書類の受理票を発行いたします。
- ・応募資格を有しない者の提出書類、または不備がある提出書類は受理いたしません。
- ・提出書類が受理できなかった場合には、返却いたします。

4. 秘密の保持

提出書類は本研究開発の委託先または助成先の選定のためにのみ用い、NEDO内で厳重に管理いたします*。なお、国際共同研究を実施している、又は実施しようとしている相手国研究者がNEDOの指定する守秘義務条項含む協定を締結している国外の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合は、国際共同研究に関する内容等の申請書（英語様式）に記された内容が国際共同研究の認定審査のために相手国の公的支援機関へ渡ることを承知の上記載ください。更に、取得した個人情報については、研究開発等の実施体制の審査のために利用いたしますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

※提出書類一式は、事前審査のため外部有識者の元に送付いたします。

特に、個人情報を含む研究開発責任者候補と主要研究員候補の研究経歴書についても、研究体制を評価する観点から外部有識者に送付いたします。外部有識者には守秘義務がありますが、研究経歴書の記載項目の中で提示しないことを希望する項目がある場合は、その項目については記載していただかなくても結構です。ただし、評価者である外部有識者の判断材料が不足し評価が低くなる恐れがありますのでご了承ください。

5. 選定スキームについて

(1) 審査方法

- ① 審査は、外部有識者からなる事前審査と、NEDOに設置される契約・助成審査委員会において行われます。
- ② 契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等により審査を行い、最終的に決定します。

- ③ 外部有識者の氏名については、採択結果とともに公表します。
- ④ 採択テーマの選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。
- ⑤ 審査は、提出書類等に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- ⑥ 受理した書類等は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(2) 審査基準

<事前審査の審査基準>

- ① 提案内容が基本計画の目的、目標に合致していること（研究開発内容、技術開発の見通しに不必要な部分がないこと）。
- ② 提案された方法に新規性があり、技術的に優れていること。
- ③ 研究機関の提案が相互補完的で役割分担が明確であること。
- ④ 提案内容・研究計画が実現可能であること（課題及びリスク認識、技術的可能性、計画、目標の妥当性等）。
- ⑤ 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有していること（関連分野の開発等の実績、実施体制、優秀な研究者等の参加等）。また、国外の研究機関等とのパラレル支援※等の自国費用自国負担による国際連携として提案された場合は、その国際連携の内容が、国内研究機関等のみの連携よりもメリットがあることが明確であること（プロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等）。特に相手国研究機関等がNEDOの指定する相手国の公的支援機関（NEDOホームページ上に別掲）の支援を受けようとしている（または既に受けている）ものである場合には、その妥当性が確認できること等）
 - ※「パラレル支援（コ・ファンディング）制度」：国際共同研究における各参加機関への費用支援を、それぞれの国研究支援機関等が自国参加分について個別に判断して行うもの。
- ⑥ 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果が期待できること（成果の実用化が見込まれこと）。
- ⑦ 総合評価

<ステージ I における委託予定先の選考基準>

委託予定先は、次の基準により選考するものとする。

- ① 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - イ) 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - ロ) 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - ハ) 開発等の経済性が優れていること。
- ② 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - イ) 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - ロ) 当該開発等を行う体制が整っていること。
 - （再委託予定先、共同実施相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
 - ハ) 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - ニ) 経営基盤が確立していること。

- ホ) 当該開発等に必要とする研究者等を有していること。
- ヘ) 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

＜ステージⅡにおける助成予定先の選考基準＞

助成予定先は、次の基準により選考するものとする。

- ① 助成金交付申請書類の内容が次の各号に適合していること
 - イ) 助成事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
 - ロ) 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 - ハ) 助成事業の経済性が優れていること。
- ② 助成事業における助成予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - イ) 関連分野における事業の実績を有していること。
 - ロ) 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要とする設備を有していること。
 - ハ) 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
 - ニ) 経営基盤が確立していること。
 - ホ) 助成事業の実施に関して NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 委託先または助成先の決定および通知

① 採択結果の公表等について

公募の締切日から45日以内に、採択・不採択に拘わらず、その結果を応募者に対して通知します。採択テーマ名および実施機関名は、テーマの概要とともに、NEDO のホームページ等で公表します。不採択となった案件については、当該応募者に対し、不採択理由とともに不採択となった旨を通知します。

② 附帯条件

採択に当たって附帯条件がある場合（例：応募者が提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究、再委託研究としての参加、研究者の派遣、契約形態等）は通知文に明記することがあります。

(4) スケジュール

公募開始から契約までの概略のスケジュールは、以下のとおりです。

- 平成22年6月11日（金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公募開始
- 6月21日（月）、6月25日（金）・・・・・・・・・公募説明会
- 7月26日（月）正午・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公募締切
- ～7月下旬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事前審査（外部有識者による審査）
- 8月下旬（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・NEDO 内契約・助成審査委員会
（採択決定）
- 8月下旬（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公表・プレス発表
- 8月下旬以降（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約締結または交付決定
- 10月上旬以降（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・研究開始

(5) その他の留意事項

- ① 提案は、複数機関（企業、大学等）によるものとさせていただきます。
この際、研究開発全体についての研究開発責任者を設置することが必要となります。
- ② 研究開発独立行政法人または公益法人が応募する場合は、提案するテーマの技術分野において、技術的な優位性を有することを提案書に明記して下さい。
- ③ ステージⅠ・Ⅱとも、原則として中間年度において評価を行い、その結果によっては、計画の見直し(中断も含む)等を実施させていただきます。
- ④ ステージⅠの終了後にステージⅡへ移行する際には、NEDO に設置する外部有識者等で構成する委員会で研究開発の進捗状況の報告・審議を行います。なお、ステージⅠで企業1社と大学・独立行政法人等での連携体制を取っている場合には、ステージⅡに移行する際に、複数の企業で事業を実施する体制を取っていただく必要があります。
- ⑤ ステージⅠに関しては、成果の発展状況を把握するための追跡調査をテーマ終了後行いますので、御協力をお願いします。また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力を頂く場合がございます。
- ⑥ ステージⅡについては、当該助成事業の事業化等により、事業終了後5年間に収益が生じたと認められたときは、交付した助成金の合計額を上限としてその収益の一部を納付させていただきます。
- ⑦ 国外の研究機関等とのパラレル支援（コ・ファンディング）等の自国費用自国負担による有意義な国際連携案件については、採択に当たってこれを考慮します。
- ⑧ 本事業はステージⅡ終了後3～5年で実用化につながるテーマを対象としています。
したがって、例えば以下のようなものは本事業の対象ではありません。
 - * 本事業提案時において、数年後の実用化が計画されているもの。
 - * 研究開発が基礎的な段階であり、実用化についての検討が不十分であるもの。
 - * 実用化に際して国内治験、認証等を要し、ステージⅡ終了後3～5年での実用化が困難なもの。
- ⑨ 契約締結に伴う実施計画書の作成・提出、契約締結後に提出する各種申請・届出手続き及びその他情報共有においては、NEDOポータルを利用して行うこととなります。NEDOポータルについては以下のサイトを御確認ください。
<http://www.nedo.go.jp/portal/index.html>
- ⑩ 採択された企業等とNEDOの間での契約に当たっては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画（事業化計画書）を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、業務委託契約約款第27条第2項（事業化計画の変更等）に該当する事象が生じた場合には、速やかにNEDOに変更内容を提出していただくこととなります。

6. 説明会の開催について

下記のとおり公募説明会を開催し、当該委託、助成業務および公募に係る内容、提出書類等について日本語にて説明します。資料準備の都合上、参加ご希望の方は説明会前日の15時00分までに下記に示すアドレス宛に、可能な限り事前出席登録メールをお送り下さい。席に限りがありますので、各提案予定グループの中から機関毎に2名までの参加でお願いいたします。なお、出席は応募の必須条件ではありません。

事前出席登録宛先 E-mail : nanotech_challenge@nedo.go.jp

「*」を「@」に変更して送信ください。

<第1回開催>

- ・日時：平成22年6月21日（月） 14：00～16：00
- ・場所：神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 1601会議室
- ・案内図等：<http://www.nedo.go.jp/introducing/shozaichi.html>

<第2回開催>

- ・日時：平成22年6月25日（金） 14：00～16：00
- ・場所：大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル16階
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部
- ・案内図等：http://www.nedo.go.jp/nedo_kansai/gaiyou/map.html

7. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、6月11日（金）から7月20日（火）までに限り下記宛に電子メールにて（日本語のみ）受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

お問い合わせ：NEDO ナノテクノロジー・材料技術開発部

宛先 E-mail：nanotech_challenge@nedo.go.jp

「*」を「@」に変更して送信ください。

8. (参考)メール配信サービスのご利用について

NEDOホームページ (<http://www.nedo.go.jp/index.html>) から、最新の公募情報等を電子メールで無料配信する「メール配信サービス」に登録できますので、ご利用下さい。

9. (参考)府省共通研究開発管理システム (e-Rad) (※1) を利用した応募の流れについて

本事業への申請は、NEDO への申請書類（提出書類一式及び要約版の電子ファイル）の提出に加えて府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による登録も必要です。

(※1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受付ます。

○e-Rad ポータルサイト <http://www.e-Rad.go.jp/>

○e-Rad 利用可能時間帯 6：00～26：00（月～金）、18：00～26：00（日）
（土曜日は運用停止、祝祭日は上記のとおり利用可能）

○e-Rad ヘルプデスク

- ・対象者：研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者
※研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。
- ・電話番号：0120-066-877（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9：30～17：30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

○e-Rad 操作マニュアル

- ・所属研究機関用マニュアル（共通）：
<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>
- ・研究者用マニュアル（共通）：

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

e-Rad による登録手続きの概略を以下に示します。

1. e-Rad への所属研究機関の登録 (所属研究機関の事務代表者が実施)

まだ機関登録が済んでいない応募者においては、機関毎 (再委託先・共同研究先を含む) に 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を (事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請を併せて) 郵送して下さい。郵送先は下記 URL をご参照ください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2 週間以上の余裕を持って登録手続きをして下さい。**

参照 URL : <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html>

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

2. 電子証明書のインポート (所属研究機関の事務代表者が実施)

システム運用担当から所属研究機関通知書 (事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用 PC に電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル : 所属研究機関用マニュアル (共通) 2.1

3. 研究者情報等の登録 (所属研究機関の事務代表者が実施)

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者 (設ける場合)、各機関 1 名の研究者を登録し、ID 及びパスワードを取得します。

参照マニュアル : 所属研究機関用マニュアル 2.2, 2.3-7~9, 2.4-1~9, 2.5-1~20

4. 公募要領・提出様式の取得 (研究開発責任者が実施) と提出書類の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。(NEDO の公募ホームページにリンクしています。)

参照マニュアル : 研究者用マニュアル 2.1, 2.3-1~3

ダウンロードした公募要領と申請様式をもとに申請書類等を作成・準備します。

5. 応募基本情報の入力と提出 (研究開発責任者が実施)

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究開発責任者が公募件名に対する応募基本情報を入力の上、提出書類 (ステージ I に応募する場合 : 様式別添 2、ステージ II に応募する場合 : 別添 8) をアップロードします。その際、各別添ファイルを一つに纏めてからアップロードして下さい。さらに、応募基本情報を全ページ印刷してください。

参照マニュアル : 研究者用マニュアル 2.3-3~23

6. e-Rad 登録の完了

NEDO にて e-Rad による登録ならびに NEDO への申請書類 (提出書類一式及び要約版の電子ファイル) の提出を確認後、申請を受理します。

(提出書類作成時の留意事項)

・提出書類（アップロードファイル）は「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「PDF」の対応バージョンについては、e-Rad ポータルサイトをご参照ください。

・提出書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「JPEG」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像ファイルを貼り付けた場合、正しく PDF に変換されません。画像データの貼り付け方については、e-Rad ポータルサイトの操作方法をご参照ください。

・アップロードファイルは3MB以下でお願いします。

・提出書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。

・提出書類の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

・電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に7. 問い合わせ先に相談してください。

※この e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意してください。

【補足】

研究活動の不正行為への対応について

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

（1）本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

② 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

③ 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

⑤ 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

（2）「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の（補助／契約）に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研

研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※3）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>

（※4）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

（1）本事業において不正行為があると認められた場合

- ①当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ②不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- ③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

（2）過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

○NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号 : 044-520-5131

FAX番号 : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ : <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)